

1. 利用者資格

- ① 当施設は、本施設内の共同利用機器の利用者が利用出来る。
- ② 当施設内での実験は、大学の所定の許可を得ているもの（通常、動物実験計画承認書、及び、必要なら遺伝子組み換え実験計画申請書を提出し、許可を得た実験）に限る。
- ③ 実験室および共同機器使用は**実験計画内容書**を提出してもらい、**管理責任者**が確認する。（E-mailで可能）
- ④ 各実験において**実験責任者（教官）**を1名決める。実験責任者は**実験計画内容書**の内容に関する責任も有する。
- ⑤ 実験室および共同機器使用は**実験責任者**に対し認めるものとする。実験責任者は、定められたルールを守った上で**管理責任者**の管理のもと利用する。機器の破損に関しては原因の内容により**実験責任者**に修理等を負担してもらうことがある。
- ⑥ 実験室内の**設置機器**の使用に関しては、**管理責任者の指導**を受けた後に使用するものとする。
- ⑦ 入出者は**動物実験**及び、必要であれば**遺伝子組み換え実験の講習**の受講が必須である。

2. 鍵

- ① **管理区域への入退室時毎に開閉錠**を行う。（不在時の開放は厳禁）
- ② 入口の**ネズミ返し**は常時装着した状況にする。

3. ヒトの出入り

- ① 前室に入出時は外白衣と履物は脱衣する。
- ② 各実験室に入室する場合は、**キャップ、手袋、マスク、専用履物、専用白衣**を着用し入室する。
- ③ 各実験室に入るときにはそれぞれの専用記録誌に記録する。
- ④ 実験室、飼育室（ラット）使用に関しては、**飼養設置承認申請書の飼養者**とする。
- ⑤ **P2A レベル**の実験に関しては、**実験責任者の立会なく飼養設置承認申請書の飼養者**が入室すること、作業することは認めない。

4. 動物、使用済みケージ、給水瓶の運搬

- ① 動物の持ち込みに関しては、**管理責任者の許可**を得たものとする。搬入動物の種類、数、雌雄、購入先を**管理責任者に報告**する。尚、**実験が月をまたぐときは**管理責任者に搬入動物の種類、数、雌雄を報告する。
- ② 購入動物の搬入は**外箱を消毒**して各実験室内までいれてから開封する。その他の動物の搬入は、衣装ケースなどにケージを入れて逃亡防止処置を行い、衣装ケースの外側を消毒して各飼育室内に搬入する。
- ③ 実験室の外に動物を持ち出す場合は衣装ケースなどにケージを入れて逃亡防止処置を行い運搬する。また、**搬出動物の種類、数、雌雄、購入先**を**管理責任者に報告**する。

- ④ 実験室から出た使用済みのケージならび床敷き、廃棄物は**利用者**が責任を持ち密閉した状態で搬出する。周辺施設への迷惑にならないように努める。
- ⑤ 使用後の清掃は**実験責任者**の責任で、他の使用者の迷惑にならないように行う。清掃が不十分な利用者に関しては、再度の使用を拒むことが出来るものとする。
- ⑥ 動物の屍体に関しては、随時搬出し講座で処分手続きを行う。

5. 機械類の持ち込み

- ① 機器は消毒したうえで搬入する。
- ② 70%エタノールの塗布を行う。

6. ドアの開閉

- ① 部屋間のコンタミをできる限り防ぐ目的で、つながりうる2つ以上の部屋のドアを同時に開けた状態で放置しない。
- ② ドアはカチンと音が鳴るまでしっかり閉めないと、光の漏れが生じるので注意すること。

7. 空調、照明

- ① 各飼育室前のスイッチは使用者が適宜変更可能である。

8. 清掃。クリーニング

- ① 基本的に、**利用者**が片付けと**清掃**を行い、清潔を保つ。実験終了時には必ず清掃を行う。
- ② 実験室の**白衣**は、**利用者**がクリーニングする。
- ③ 履物、机等に関する**消毒**も使用した**利用者**が行う。
- ④ **ゴミ**はゴミ箱に回収し、**利用者**が最終日に破棄する。
- ⑤ 次の利用者の妨げにならないように努める。

9. 感染制御

- ① センターに倣い、原則として一年に一度実施する。

10. 危険時・非常時の対応

- ① 火災、事故等の災害時の対応は、「**自治医科大学動物実験規定**」に従う。**神経脳生理学**に連絡する。
- ② 実験動物が逸走したと思われる、確認された時は**実験責任者**、**管理責任者**(または**神経脳生理学**)に連絡する。搜索時には、入口を封鎖して行き、管理区域外へ出る前に捕獲する。組み換え生物の場合は、「**遺伝子組換え実験安全管理規定**」に従う。
- ③ 実験動物に起因する感染症、咬傷およびアレルギー等の発生時は、遅滞なく所属長ならび管理者に報告し、適切な処理を行う。

11. 拡散防止措置

- ① 管理区域は P2 指定区域であるため、「P2 レベル実験中」ならび「P2 遺伝子組換え動物飼育中」の表示をする。
- ② 入口に逃亡防止措置「ねずみ返し」を常時設置する。
- ③ 各実験室の使用時は、常時施錠とする。

12. 規則の順守

- ① 公共性と有用性を担保するため、上記の規則に関して一切の例外を認めない。違反者に関しては、使用を禁止することがある。

13. 規則の改正

- ① 上記の規則に関して、適宜改正することがある。
- ② 本規則の改正に関して、提案があるときは管理者に連絡をする。
- ③ 改正時は、参加講座に連絡をするものとする。